

独立行政法人国立国語研究所外部評価委員会規程

平成13年4月1日

国語研規程第8号

改正・平成18年4月14日

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立国語研究所組織規則第3条第3項に基づき、独立行政法人国立国語研究所外部評価委員会(以下「委員会」という。)に関して必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、10人以内の委員で構成する。

2 委員は学識経験のある者のうちから、所長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(開催)

第5条 委員会は、原則として年2回行うものとする。ただし、必要があるときは、臨時に開催することができる。

(議事)

第6条 委員会は、構成する委員の過半数の出席により成立する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴取することができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、管理部総務課が処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成18.4.14 国語研規程第124号)

この規程は、平成18年4月14日から施行する。